

一般事業主行動計画

一般財団法人杏仁会は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策推進法とは

次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備を行うために策定する計画です。

一般財団法人 杏仁会 次世代育成支援行動計画

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

【令和2年4月～】

目標1：妊娠・出産・育児・看護・介護に関する制度の周知及び利用の促進

- ① 産前産後休暇、育児休業の制度及び各期間中の社会保険制度の再周知
法人内グループウェアでの育児・介護休業制度の再周知、産休前に行う制度説明等面談での説明
- ② 時短勤務制度及びその期間中の社会保険制度の再周知
法人内グループウェアでの育児・介護休業制度の再周知、産休前に行う制度説明等面談での説明
- ③ 妊娠中や出産後の健康確保について、職員に対する情報提供及び相談体制の整備の実施
産休前に行う制度説明等面談での説明

【令和2年4月～】

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ① 男性職員：計画期間中に一人以上取得すること
法人内グループウェアでの育児休業制度の再周知
- ② 女性職員：取得率100%維持すること
法人内グループウェアでの育児休業制度の再周知

【令和2年6月頃】

目標3：法人内誌「育児応援新聞」の継続、年2回以上の発行

職員のニーズ把握、調査、新聞作成

【令和2年4月～】

目標4：各事業所でのノー残業デイの実施

法人内グループウェアのスケジュール等でノー残業デイの周知